

社会福祉法人 新成会
ケアハウス大地

施 設 運 営 規 程

ケアハウス大地

社会福祉法人新成会 ケアハウス大地運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新成会（以下「事業者」という。）が設置するケアハウス大地（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と、施設を利用する者（以下「入居者」という。）の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2章 施設の運営については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを運営の基本方針とする。

(入居者の定員)

第3条 施設の入居者定員は 15 名とする。

(入居者の資格)

第4条 施設に入居できる者は、次の各項に該当する者とする。

- (1) 年齢は 60 歳以上であること。
- (2) 身寄りのない者又は家庭の事情によって家族と同居できない者及び常時自炊等に困難や不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、共同生活ができる者。
- (4) 高齢や健康等から一人暮らしで生活に不安を抱える者。
- (5) 入居時に原則として日常生活動作のすべてに介助を要しない者。なお、在宅福祉サービスの介護等を利用する事によって日常生活の維持が可能である者についてはこの限りではない。
- (6) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。
- (7) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられる者。

(利用料その他の費用の額)

第5条 施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って事業者が定める。

- 2 入居者毎に定められた事務費負担額及び管理費は、各月月初の施設入居の有無で請求し、日割り計算は行わない。
- 3 月内の入居や退去、入院やショートステイ利用等で施設に入居していない場合、生活費は日割り計算とする。
- 4 事業者は、入居者が個別で使用した電気料等は実費で請求をする。
- 5 事業者は、月額利用料金を翌月の 10 日までに入居者に請求する。
- 6 入居者は、利用料金を事業者の指定する日までに指定の方法にて支払うこと。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第6条 施設には次の職員を置く。

- (1) 施設長 1名（兼務）
- (2) 生活相談員 1名（常勤）
- (3) 介護職員 1名（常勤）
- (4) 栄養士 1名（兼務）
- (5) 調理員 1名（常勤）

(職務)

第7条 職員は次の職務を従事する。

- (1) 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括する。
- (2) 生活指導員は、入所者の生活向上に必要な生活指導、相談、援助等に従事する。
- (3) 介護職員は、入居者の心身の状況を的確に把握し、適切な介護、援助を提供する。
- (4) 栄養士は、給食サービスの提供において、栄養管理等の業務を行う。
- (5) 調理員は、給食サービスの提供において、給食調理の業務を行う。

第3章 入居及び退去

(入居の申込み)

第8条 施設の入居希望者は、入居申込書（別紙1）を施設長に提出しなければならない。

- 2 施設長は、入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込者名簿に記入して登録する。

(入居希望者の面接調査、承認等)

第9条 入居希望の調査は、本人及び身元保証人との面接により行う。

- 2 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取するとともに、健康診断書の提出を求め健康状態を把握する。
- 3 施設長は、必要と思われる書類を入居希望者に提出を求めることができる。
- 4 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、又、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知する。

(入居契約の締結)

第10条 入居にあたっては、事業者は予め入居申込者及びその家族に対し、重要事項説明書、入居契約書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得た上で契約を締結する。

- 2 重要事項及び入居契約書は2部作成し、事業者と入居者と1部ずつ保管する。

(入居者台帳等の整備)

第11条 施設長は、入居者のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(居室の変更)

第12条 入居者が次の各項に該当するときは居室を変更することができる。居室を変更するにあたる費用は、変更の申し出をした入居者が負担をする。

- (1) 入居者の健康上の理由により、居室を変更することが適當と認められたとき。
- (2) 前項のほか、居室の変更が必要だと施設長が認めたとき。

(退居)

第13条 事業者は次の各項のいずれかに該当する場合には入居契約を終了する。

- (1) 入居者が死亡したとき。
- (2) 入居者が身元引受人の同意を得て退去届（別紙2）を提出し、施設長が受理したとき。
- (3) 次条の規程により入居契約を解除したとき。

2 退去時の居室については、経年劣化によるもの以外の現状回復に係る費用は、入居者の負担とする。

(入居契約の解除)

第14条 事業者は、入居者が次の各項のいずれかに該当するときは、入居契約を解除することができる。

- (1) 不正又は偽りの手段によって入居契約を締結したとき。
- (2) 正当の理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 施設長の承認を得ないで施設の建物、付帯設備の造作、模様替えを行ったとき。
- (4) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難だと認められたとき。
- (5) 金銭の管理、各種サービスの利用について、自分で判断が出来なくなったとき。
- (6) その他共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるとき。
- (7) 前項のほか、施設での生活が著しく不適当と事業者が判断したとき。

第4章 入居者に対する処遇

(基本原則)

第15条 事業者は、老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるよう配慮する。

(相談、助言等)

第16条 生活相談員は入居者に対し、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事)

第17条 事業者は入居者に対し、毎日三食を提供し、老人に適した食事を提供する。但し、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養のバランスに留意する。

(入浴)

- 第 18 条 入浴は週 3 回以上とし、入居者が定められた時間帯に入浴できるようにする。
- 2 シャワー浴は入居者が常時利用できるよう配慮する。
 - 3 職員は、入居者に対する個別の入浴介助は原則としておこなわない。但し、介助を要する状態となった場合は、外部の介護サービスによる入浴介助を受ける事ができるよう努める。

(生活援助)

- 第 19 条 入居者に対する日常生活の援助は、原則として実施しない。
- 2 入居後において家族又は身元引受人が心身の故障等で協力ができなくなった場合、又は病気等で介護が必要となった場合には、外部の在宅福祉サービスを活用して迅速な対応をとる。この場合、所要の費用は入居者の個人負担とする。

(記録の整備)

- 第 20 条 施設長は、入居者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その提供をした日から 5 年間保存をする。
- 2 入居者及び身元引受人は、事業者に対し前項の記録の閲覧・複写を求めることができる。

(保健衛生)

- 第 21 条 入居者の健康管理を確保するため、年 1 回以上の定期健康診断を受診するよう推進する。
- 2 入居者の健康保持にあたっては、特に老人特有の疾病の防止に努めるものとする。
 - 3 入居者に対し、隨時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

(身体拘束・虐待の禁止・感染症対策)

- 第 22 条 事業者は身体拘束廃止委員会を設置し、原則として身体拘束その他入居者の行動の制限を行わない。但し、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。行動を制限する場合は、社会福祉法人新成会 身体拘束廃止マニュアルに基づき、入居者及び身元引受人に十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び期間、その際の入居者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録する。
- 2 事業者は、社会福祉法人新成会 虐待防止マニュアルに基づき、職員への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても入居者に対する虐待は行わない。
 - 3 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、事業者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力をする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議をし、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
 - 4 事業者は感染防止委員会を設置し、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速に適切な対応を図ることとする。

(秘密の保持)

- 第 23 条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た入居者及び身元引受人の秘密を洩らさない。

- 2 事業者は、職員が退職後、在職中に知り得た入居者及び身元引受人の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、市町村や医療機関等に対し、入居者及び身元引受人に関する情報提供の必要がある場合には、必要な情報を提供する。

(苦情等への対応)

- 第 24 条 入居者及び身元引受人は、施設が提供するサービス等に相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情受付窓口に問い合わせ及び苦情を申し立てることができる。その場合、事業者は、社会福祉法人新成会 苦情対応マニュアルに基づき、速やかに事実関係を調査する等、迅速且つ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努める。
- 2 事業者は、入居者の家族等から相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、入居者に対し不利益、差別的な扱いをしない。
 - 3 事業者は、提供したサービスに関して、県及び市等からの質問・照会・文書の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力をする。なお、県及び市等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

- 第 25 条 事業者は、入居者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、社会福祉法人新成会 事故発生マニュアルに基づき、速やかに身元引受人、必要に応じて市に報告を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって、故意または過失により、入居者に与えた損害に対し、事業者は責任を負う。損害賠償ないようについては双方協議の上これを定める。
 - 3 事業者は、事故の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償を負わない。とりわけ以下の各項に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を負わない。
 - (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 入居者が、サービスの提供の為必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 入居者の急激な体調の変化等、施設が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

第 5 章 入居者の規律

(入居者心得)

- 第 26 条 施設長は、入居者が守るべき入居者心得（別紙）を入居者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(禁止事項)

- 第 27 条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- (1) 騒音等、他の入居者の迷惑になること。
 - (2) 他の入居者に対する宗教活動・政治活動及び営業活動等の行為。

- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設又は物品に損害を与え、若しくはこれを持ち出すこと。
- (6) 動物の飼育や持ち込むこと。

(心得の遵守)

第 28 条 施設長は、施設の円滑な運営を図る為、入居者が入居者の心得を遵守し、施設の諸行事、事業等に積極的に参加協力するよう指導する。

(外出及び外泊)

第 29 条 入居者は、外泊又は外出しようとするときは、その都度外泊・外出届け用紙に所要事項を記入し、施設長に届け出るものとする。

(面会)

第 30 条 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者は玄関に備え付けの面会記入用紙にその氏名を記載し、記録する。

- 2 施設長は、特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定できる。
- 3 来訪者が宿泊しようとするときは、宿泊届け用紙に記入し、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(環境整備)

第 31 条 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力する。

- 2 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者と協議の上決定する。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行う。

(身上変更の届出)

第 32 条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第 33 条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努める。

(損害賠償)

第 34 条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し原状回復しなければならない。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第35条 事業者は、社会福祉法人新成会 消防計画に基づき、消防設備、非常放送設備等、災害・非常に備えて必要な設備を維持しなければならない。

- 2 事業者は、非常災害時に備え、消防への通報及び避難訓練を年2回行う。
- 3 入居者は、防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で職員に事態の発生を知らせる。

第7章 地域社会との連携

(地域社会との連携)

第36条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(補則)

第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は施設長が別に定めることができる。

附 則

この規程は令和2年10月1日より施行する。

この規程は令和7年8月1日より施行する。